

岩倉市地域集会所修繕等の負担に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市地域集会所の設置及び管理に関する条例（昭和56年岩倉市条例第16号）に基づき設置された地域集会所の協定書第11条第1項及び第2項により、市が2分の1を負担することとなる修繕（以下「建物の修繕」という。）及び市が3分の1を負担することとなる備品の買替え等（以下単に「備品の買替え等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担対象)

第2条 負担の対象となる建物の修繕及び備品の買替え等（以下「修繕等」という。）は、10万円を超えるものとする。

(事前協議)

第3条 地域集会所の指定管理者が、この要領により修繕等をしようとするときは、修繕等の必要性及び方法について市と協議するものとする。

(修繕等の発注等)

第4条 修繕等の発注及び契約は、市が行うものとする。

(完了検査)

第5条 完了検査は、市と指定管理者の両者により行うものとする。

(契約金額の支払い等)

第6条 市は、前条の完了検査後、受注者に対し、契約金額を支払うものとする。

2 市は、前項の支払い後、指定管理者に対し、次の各号に掲げる修繕等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）の支払いを請求するものとする。

(1) 建物の修繕 契約金額の2分の1の額

(2) 備品の買替え等 契約金額の3分の2の額

3 指定管理者は、前項の請求を受けたときは、その日から40日以内に支払わなければならない。

附 則

この要領は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩倉市地域集会所修繕等の負担に関する事務取扱要領第4条及び第6条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の修繕等について適用し、施行日前の修繕については、なお従前の例による。